

●受験料の返還

一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更は認められません。

●入場許可

試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

●遅刻

試験開始後の試験会場への入場は認めません。

●本人確認

受験に際しては、身分証明書を携帯してください。(小学生以下の方は必要なし)

●試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

試験委員の指示に従わない者

試験中に、助言を与えたり、受けたりする者

試験問題等を複写する者

答案用紙を持ち出す者

本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者

他の受験者に対する迷惑行為を行う者

暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者

その他の不正行為を行う者

●飲食、喫煙

試験中の飲食、喫煙はできません。

●情報端末の使用禁止

試験中は、携帯電話や腕時計型情報端末等、外部との通信が可能な機器の使用を一切禁止します。

●試験後の禁止事項

試験問題を含め、試験に関して知りえた情報全般の複製、外部への開示、漏洩(ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)をはじめインターネット等への掲載を含む)を一切禁じます。試験後にこれらの行為を行ったことが発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●試験施行後に不正が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

●試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。

●答案の公開、返却

受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。

●合格証書の発行

・合格証書の内容については申込書に記載並びに登録していただいた内容が反映されます。

・合格証書の再発行はできません。必要に応じて合格証明書(有料)を発行いたします。

●試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

●答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

第222回珠算検定を受験される方（保護者の方）へ

—新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた注意事項について—

熊谷商工会議所

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び受験される方の安全確保のため、以下の点にご注意下さい。

○熊谷商工会議所では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受験者の定員制並びに受験者の優先申し込み基準を設けさせていただきます。

★定員人数：1級40名・2級40名・3級40名・4級～6級 各10名

★優先基準：(1)関連団体（珠算塾）、(2)熊谷市内居住者、(3)その他

※各級定員になり次第申し込みは、終了とさせていただきます。

○受験者はマスクまたはフェイスガードの着用を必ずお願ひいたします。

※本人確認の際に試験監督より外す指示があった場合は、指示に従ってください。

また、病気等を理由にマスク・フェイスガードを着用できない受験者は、必ず申し込み時にお伝えください。

○事前にお渡ししているチェックリストを試験当日お持ちください。

※チェックリストの「はい」にチェックが入る場合もしくは、症状ありに○がつく場合は、受験をお控えください。チェックリスト未提出の方は、受験できません。

○試験会場での感染防止のため、下記の①～⑤に該当する方は受験をお控えください。

①体調が悪い方（咳、鼻水等含む）

②37.5度以上の熱がある方

③試験日前2週間の間に、新型コロナウイルスと診断された方

④試験日前2週間の間に、③との濃厚接触に該当する方

⑤試験日前2週間の間に、感染が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある方

また、そのような者との濃厚接触がある方

○控室・待合室は、用意していません。

※試験20分前に開場いたします。それまでは駐車場での待機を推奨しております。

○試験会場内には、受験者本人のみ入場をお願いいたします。

（会場内は検定スタッフが案内いたします。）

○試験会場で調子が悪くなった場合は、必ず試験委員にお申し出ください。

○発熱や咳等の症状が見受けられる等体調不良の状況にあると試験委員が判断した場合は、試験途中であっても受験をお断りする場合があります。

○試験会場では、手洗いの励行・手指の消毒にご協力ください。

○試験教室内の換気を目的に、試験中に窓や扉の開放を行いますが、それに伴い、音等の影響について予めご了承いただきますと共に、寒暖調整ができる服装でお越しください。

○試験会場内の会話は、なるべくお控えください。

○ごみは必ず各自で、お持ち帰りください。

○受験者のなかで、感染が判明した場合は、受験申込時にいただいた個人情報を必要に応じて保健所等の公的機関に提供する場合があります。

○申し込み後、国や自治体から施行中止要請等がなされた場合には、検定試験の中止となる場合があります。

商工会議所検定試験に係る個人情報の利用目的、共同利用および匿名加工情報に関する事項の公表事項

1 個人情報の利用目的

当商工会議所は、個人情報を以下の目的で利用します。なお下記以外の利用目的については、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合、その他個人情報保護法が例外として定める場合を除き、別途公表するかまたは本人に通知します。

(1) 検定試験の受験者・合格者の管理および実施運営のため。なお下記の目的を含みます。

- ア 検定試験施行における本人確認のため
- イ 受験者台帳および合格者台帳の作成のため(受験者および合格者に係るデータベースの作成を含む。)
- ウ 合格証書および合格証明書の発行のため
- エ 検定試験に関する各種連絡および各種情報提供のため
- オ データベースを活用し、検定普及策を検討するため
- カ 会議所会報への掲載 【1～3級は合格者名並びに珠算塾名 4～6級は合格者人数のみ】
- キ 表彰状発行のため 【別紙4を参照】

2 共同利用

当商工会議所は、個人情報を以下のとおり、共同して利用します。

(1) 共同して利用される個人データの項目

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、学校または勤務先等に関する情報（名称、所在地、所属部課名または学年、電話番号を含む）、属性（社会人（就業者）、社会人（非就業者）、大学生・短大生（大学院生を含む）、専門学校・各種学校生、高校生、その他等の別）、受験番号、証書番号、点数、合否

(2) 共同して利用する者の範囲

商工会議所法に基づき設立される、全国のすべての商工会議所および日本商工会議所

(3) 利用する者の利用目的

検定試験の受験者・合格者の管理および実施運営のため。なお下記の目的を含みます。

- ア 検定試験施行における本人確認のため
- イ 受験者台帳および合格者台帳の作成のため(受験者および合格者に係るデータベースの作成を含む。)
- ウ 合格証書および合格証明書の発行のため
- エ 検定試験に関する各種連絡および各種情報提供のため
- オ データベースを活用し、検定普及策を検討するため

(4) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

日本商工会議所

3 匿名加工情報に関する事項

当商工会議所は、個人情報から、ご本人を識別することができないよう加工した匿名加工情報を作成し、第三者に提供しています。また今後継続的に同様の匿名加工情報を作成し、第三者に提供することを予定しています。

(1) 作成した匿名加工情報に含まれる、個人に関する情報の項目は次のとおりです。

住所のうち都道府県、性別、生年月日のうち生年、属性（社会人（就業者）、社会人（非就業者）、大学生・短大生（大学院生を含む）、専門学校・各種学校生、高校生、その他等の別）、点数、合否

(2) 第三者に提供される匿名加工情報に含まれる、個人に関する情報の項目は次のとおりです。

住所のうち都道府県、性別、生年月日のうち生年、属性（社会人（就業者）、社会人（非就業者）、大学生・短大生（大学院生を含む）、専門学校・各種学校生、高校生、その他等の別）、点数、合否

(3) 第三者への提供方法は次のとおりです。

ア サーバにデータをアップロードする方法

イ CD-ROMまたはUSBメモリ等の電磁的記録媒体にデータを記録し、その媒体を提供する方法
以上

熊谷商工会議所珠算能力検定試験合格者表彰内容について

(表彰の基準)

合格者の表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、これを行う。なお、対象者は小学生のみである。

- (1) 1級は小学校6年生までに合格したもの
- (2) 2級は小学校5年生までに合格したもの
- (3) 3級は小学校4年生までに合格したもの

(表彰の方法)

合格者の表彰方法は、次の各号のとおり行う。

- (1) 熊谷市内の小学校に在籍しているものは在籍校より授与する
- (2) 熊谷市外の小学校に在籍しているものは所属塾より授与する
- (3) その他個人の対象者にあっては会議所にて交付

(表彰の時期)

表彰は、毎年1回、3月に行う